

津幡町告示第10号

津幡町敬老会事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月26日

石川県津幡町長 矢田富郎

津幡町敬老会事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者を敬愛し、高齢者福祉について広く町民の関心と理解を深めることを目的とした事業（以下「敬老会事業」という。）について、公民館単位で実施する敬老会事業に必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、津幡地区社会教育振興協議会、中条地区社会教育振興協議会、笠野地区社会教育振興協議会、井上地区社会教育振興協議会、英田地区社会教育振興協議会、河合谷地区社会教育振興協議会、萩野台地区社会教育振興協議会、刈安地区社会教育振興協議会及び笠井地区社会教育振興協議会とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、敬老会事業に要する経費とし、記念品や商品券等の配布のみの事業は対象外とする。

(補助金額の算定)

第4条 補助金の額は、各地区における各年度の4月1日現在で満75歳以上となる者の人数に1,500円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、6月30日までに津幡町敬老会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、規則第6条に規定する申請書に必要書類を添えて、町長に申請し承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、規則第16条に規定する請求書に必要書類を添えて、町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業完了後15日以内までに津幡町敬老会補助事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、適當と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

(宛先) 津幡町長

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

連絡先

津幡町敬老会事業補助金交付申請書

津幡町敬老会事業補助金の交付を受けたいので、津幡町敬老会事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

1 補助年度

2 事業名

3 補助金申請額

4 事業の目的

5 事業の内容及び経費の配分（別紙のとおり）

6 事業実施期間 着手予定 年　月　日
完了予定 年　月　日

7 その他 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第10条関係）

年　月　日

（宛先）津幡町長

申請者　住　所

団体名

代表者氏名

連絡先

津幡町敬老会補助事業実績報告書

年　月　日付　第　号により補助金交付決定の通知があった津幡町敬老会
補助事業を次のとおり実施したので、津幡町敬老会事業補助金交付要綱第10条の規定により
関係書類を添えて報告します。

1 事業実施結果の概要 別紙のとおり

2 収支決算書 別紙のとおり

3 事業実施期間 着手　年　月　日
完了　年　月　日

4 その他 添付資料

- (1) 実施結果報告書
- (2) 収支決算書